

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第26号

自家発電設備点検整備工事、送水管布設替工事（多和目配水場～城山橋）、水質遠方監視装置等点検整備工事の条件付一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年5月13日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊藤芳久

記

1 入札対象工事－1

(1) 工事名

自家発電設備点検整備工事

(2) 工事場所

坂戸浄水場、鶴ヶ島浄水場及び多和目配水場

(3) 設計金額

金167,805,000円也（税込）

(4) 工期

契約締結日から令和7年3月28日まで

(5) 工事概要

ディーゼル機関 発電機点検整備 一式

ガスタービン機関 オーバーホール・点検整備 一式

直流電源盤更新工事 一式

2 入札対象工事－2

(1) 工事名

送水管布設替工事（多和目配水場～城山橋）

(2) 工事場所

坂戸市大字多和目456－3番地先～坂戸市大字多和目645番地先

(3) 設計金額

金149,006,000円也（税込）

(4) 工期

契約締結日から令和7年9月30日まで

(5) 工事概要

DCIP GX形 $\phi 300$ L = 468.4m

舗装本復旧工事 1,755.3m²

付帯工事 一式

3 入札対象工事－3

(1) 工事名

水質遠方監視装置等点検整備工事

(2) 工事場所

坂戸浄水場、鶴ヶ島浄水場及び多和田配水場 外6箇所

(3) 設計金額

金24,569,600円也(税込)

(4) 工期

契約締結日から令和7年3月14日まで

(5) 工事概要

残留塩素計点検整備工事 一式

水質遠方監視装置点検整備工事 一式

サンプリング配管洗浄工事 一式

濁度計点検整備工事 一式

色度計点検整備工事 一式

4 入札の方法

郵便入札の形態で執行するものとする。

5 入札書等の提出方法

入札書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。ただし、持参による提出も可能とする。

(2) 提出期間

令和6年5月27日(月)から令和6年6月3日(月)17時15分まで(必着)

なお、上記以外の方法(普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等)により提出された入札書及び提出期間外に到着した入札書については無効とする。

(3) 提出先

〒350-0214 坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

6 開札の日時及び場所

(1) 開札日

令和6年6月4日(火)

(2) 開札時刻

ア 入札対象工事-1(自家発電設備点検整備工事)

10時30分

イ 入札対象工事-2(送水管布設替工事(多和目配水場~城山橋))

11時00分

ウ 入札対象工事-3(水質遠方監視装置等点検整備工事)

11時30分

(3) 開札場所

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 AB会議室

(埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号)

7 開札の方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 内訳書を提出すること。

(3) 入札参加者又はその代理人の開札への立会いはなしとし、当該入札事務に関係のない坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員を立ち合わせて開札を行う。

(4) 開札は郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

8 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

9 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 告示日から開札日までの期間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者(なお、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)であること。

(2) 告示日から開札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 告示日から開札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(4) 告示日から開札日までの期間に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けている者を除く。

(5) 告示日から開札日までの期間に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づ

く再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けている者を除く。

(6)「入札対象工事－1」の入札に参加できる者は、令和5・6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、電気工事業の格付がA級に区分されている者であること、若しくは条件付一般競争入札（事後審査型）入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）の提出時において、資格者名簿に登載された電気工事業の業種が、開札日から1年7か月前の日以降の日（最新の審査基準日）を審査基準とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、かつ、総合評定値（P）が1,000以上の者であること。

(7)「入札対象工事－2」の入札に参加できる者は、次の要件を満たしている者であること。

ア 資格者名簿に登載されている者のうち、管工事業又は水道施設工事業の格付がA級に区分されている者であること、若しくは入札参加申請書の提出時において、資格者名簿に登載された管工事業又は水道施設工事業の業種が、開札日から1年7か月前の日以降の日（最新の審査基準日）を審査基準とする経営事項審査を受け、かつ、総合評定値（P）が900以上の者であること。

イ 舗装工事業が資格者名簿に登載されている者であること。

(8)「入札対象工事－3」の入札に参加できる者は、資格者名簿に登載されている者のうち、機械器具設置工事業の格付がB級以上に区分されている者であること、若しくは入札参加申請書の提出時において、資格者名簿に登載された機械器具設置工事業の業種が、開札日から1年7か月前の日以降の日（最新の審査基準日）を審査基準とする経営事項審査を受け、かつ、総合評定値（P）が700以上の者であること。

10 契約の条件等

坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程及び当企業団建設工事標準請負契約約款等については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ（<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>）及び財務課経営企画担当において閲覧することができる。

11 設計図書等の閲覧及び入札参加申請書等の配布

設計図書等の閲覧及び入札参加申請書等の配布は、次のとおり行うものとする。

(1) 閲覧及び配布の方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ（<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>）に掲載する。ただし、「入札対象工事－1」及び「入札対象工事－3」については水道施設の安全性確保の観点から、設計図書等における閲覧には制限を設けるものとする。

設計図書等の閲覧ができる者は、「9 入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしている者とし、閲覧を希望する者は、ダウンロードしたファイルを開くためのパ

スワードが必要となるため、次のとおりパスワードの交付申請を行うこと。

ア 申請方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) に掲載した「設計図書等閲覧パスワード交付申請書」に必要事項を記入し、当該ファイルを添付した電子メールの送付をもって申請とする。

イ 申請先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団財務課経営企画担当

E-mail : keiyaku@sakatsuru-suido.or.jp (入札・契約関係専用)

ウ 申請期間

令和6年5月13日(月)から令和6年5月22日(水)まで(ただし、土・日・祝日を除く。)

エ 交付方法

交付申請のあった日の翌営業日までに、令和5・6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格審査申請により登録されたメールアドレス宛てにパスワードを送付する。

なお、翌営業日までに返信がない場合には財務課経営企画担当に連絡すること。

(2) 閲覧及び配布の期間(ホームページ掲載期間)

令和6年5月13日(月)から令和6年6月3日(月)まで

(3) その他

ホームページが見られない等の理由により、設計図書等及び入札参加申請書等の閲覧、貸出、配布を紙で希望する場合は、事前に財務課経営企画担当に連絡し、指示を受けること。

12 入札参加申請

設計図書等の内容を確認した後、入札参加を希望する者は入札参加申請書を郵送にて提出しなければならない。

なお、設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を併せて郵送すること(「13 設計図書等の内容に対する質疑及び回答」参照)。

(1) 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする(持参不可)。

(2) 提出期限

令和6年5月24日(金) 17時15分(必着)

普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された申請書類及び期限を過ぎて到着した申請書類については、受理しないものとする。

(3) 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

13 設計図書等の内容に対する質疑及び回答

- (1) 設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を郵送するものとする。ただし、入札参加申請書（「12 入札参加申請」参照）と同封も可とする。なお、質問書は、「11 設計図書等の閲覧及び入札参加申請書等の配布」により、ホームページからダウンロードした資料内に含まれている、企業団指定の様式を使用すること。

ア 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする（持参不可）。

イ 質疑提出期限

令和6年5月21日（火）17時15分（必着）

普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された質問書及び期限を過ぎて到着した質問書については、受理しないものとする。

ウ 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

- (2) 質疑に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎1階掲示板に掲示及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) に掲載する。

イ 回答掲示期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月3日（月）まで

14 入札保証金

免除とする。

15 最低制限価格

設定する。

16 現場代理人

「入札対象工事-3」は、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条第1項の規定により、現場代理人の兼務を認める対象とする。

17 落札候補者の決定方法

- (1) 落札候補者は、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。
- (2) 同価による最低価格入札者が2者以上存在した場合は、別途定める方法により落札

候補者を決定する。

(3) 落札候補者となった者に対し、開札日当日に電話等による方法で通知する。

(4) 落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

18 入札参加資格の書類提出

落札候補者は、条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（添付書類を含む。）を提出しなければならない。

(1) 提出場所

坂戸、鶴ヶ島水道企業団上下水道合同庁舎 2階財務課経営企画担当
（埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号）

(2) 提出期限

令和6年6月6日（木）17時15分まで

19 落札候補者の審査及び落札の決定

落札候補者の資格を審査した後、その結果を次に掲げる方法により通知するものとする。

(1) 通知方法

電話等の方法による。

(2) 通知日

令和6年6月11日（火）

20 入札参加資格不適合の再確認

入札参加資格不適合通知書を受けた者は、当該書面を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、財務課経営企画担当に入札参加資格の再確認を求めることができる。

21 支払条件

(1) 入札対象工事－1

ア 前金払

有（請負金額の40パーセント以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

イ 部分払

無

(2) 入札対象工事－2

前金払 有、部分払 1回、完成払

ア 前金払は、令和6年度、令和7年度に請求することができる。

イ 各年度の前金払は、令和6年度で請負金額の約33%、令和7年度で請負金額の

約7%を予定している。

ウ 出来高予定額は、令和6年度で請負金額の約92%、令和7年度で請負金額の約8%を予定している。

エ 令和7年度の前金払については、令和6年度の出来高予定額分が終了後に請求することができる。

オ 部分払に関する支払限度額は、令和6年度で請負金額の約83%を予定している。

(3) 入札対象工事－3

ア 前金払

有（請負金額の40パーセント以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

イ 部分払

無

22 その他

- (1) 開札当日までに入札参加資格に該当しなくなった者及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名停止の措置を受けた者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程、当企業団建設工事標準請負契約約款、入札心得書、設計図書及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (3) この告示に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

23 問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

電話番号049（283）2080